

議案第60号

三芳水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する
協議について

三芳水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法について、三
芳水道企業団規約（昭和43年千葉県指令第1236号）第13条の規定により、次のと
おり関係市と協議するに当たり、議会の議決を求める。

令和7年8月25日提出

南房総市長 石 井 裕

三芳水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する
協議書

三芳水道企業団（以下「企業団」という。）の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査
及び認定の方法について、三芳水道企業団規約第13条の規定により、次のとおり定める。

（事務の承継）

第1条 企業団の事務は、安房郡市広域市町村圏事務組合が承継する。

（決算の審査及び認定）

第2条 企業団の企業長が調製した決算は、安房郡市広域市町村圏事務組合の監査委員が
審査を行い、その意見を付けて安房郡市広域市町村圏事務組合の議会の認定に付すもの
とする。